

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当
			旭区役所総務課 統計選挙係 担当者名 <small>ふりがな</small> 八木 <small>やぎ</small> 貴大 <small>たかひろ</small> 電 話 045-954-6012

設 計 書

- 1 委 託 名 第20回統一地方選挙にかかる選挙公報配布業務委託

- 2 履 行 場 所 横浜市旭区内の指定地域（約44,000戸）

- 3 履行期間 期間 契約締結日から 令和5年4月30日 まで
 又は期限 期限

- 4 契約区分 確定契約 概算契約

- 5 その他特約事項 別紙仕様書のとおり

- 6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

- 7 委 託 概 要
・第20回統一地方選挙にかかる選挙公報について横浜市旭区内の指定地域約44,000戸への配布業務を委託します。

8 部 分 払

す る (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額	¥ _____
内 訳 業 務 価 格	¥ _____
消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

仕 様 書

1 件名

第 20 回統一地方選挙にかかる選挙公報配布業務委託

2 業務の概要

第 20 回統一地方選挙における横浜市旭区域内の指定地域約 44,000 戸への選挙公報配布業務を委託します。

3 履行期間

契約締結日から令和 5 年 4 月 30 日まで

※ 選挙期日は、令和 5 年 4 月 9 日（日）を想定しています。

4 重要事項

選挙公報は選挙執行上、大変重要なものであり、配布漏れや配布遅滞が発生した場合は選挙無効の原因となりえます。配布業務にあたっては、計画的な配布や配布済みの箇所を把握する措置を行うことなどにより配布漏れ・遅滞のないようにしてください。また、他区との境界付近の配布にあたっては、配布誤りのないよう特に注意をするなど万全を期してください。

5 委託内容

- (1) 契約締結後に旭区選挙管理委員会（以下、旭区）が提供する様式を用いて、配布計画を提出します。
- (2) 旭区が指定する事業者倉庫（市外の場合あり）からの直接引き取りにより選挙公報を受け取ります。**【引き渡し予定日 4月4日（火）】**※
- (3) (1)で提出した配布計画に基づいて、6で記載の期間内に別紙1「公報配布指定地域」に記載されたエリアの全戸へ配布します。
- (4) (3)の配布状況について、地域や配布担当者ごとの配布状況を必ず把握し、旭区指定の様式により日付ごとの町別配布数を報告します。報告回数は原則として次のとおりです。
 - ア 中間報告
配布期限の中間日を目途に1回（日時は協議のうえ決定）
 - イ 最終報告
集計が完了次第、速やかに提出
- (5) (3)で対応するもの以外で履行期間内に旭区から選挙公報の配布指示（未配布や再配布等）があった場合に即時対応します。対応後は速やかに旭区に報告します。また、多くの有権者から問い合わせが寄せられるため、個別の配布状況に関しても旭区から確認を求められた場合に速やかに報告します。
- (6) すべての配布が完了後、書面にて速やかに完了報告書を提出します。

※ 受託者と協議のうえ、旭区が認めた場合は受託者の指定する場所に選挙公報を配送する方法に変更する可能性もあります。

6 配布期間

令和5年4月4日（火）から4月7日（金）まで

※ 下線部は、法令（公職選挙法第170条第1項）に規定された配布期限であるため、厳守してください。

7 連絡体制

選挙公報の引き渡し日以降、令和5年4月9日（日）までの間にあつては、土日祝日も含めて旭区と相互に連絡が取れる体制をお願いします。また、契約決定後は配布担当責任者、次席責任者の氏名、電話番号・緊急連絡先などを速やかにご連絡ください。

8 選挙公報引き渡し時の梱包について

選挙名	規格	引き渡し梱包数 (概数)	梱包入り数	1 梱包のサイズ (目安)
県知事	ブランケット判	33梱包	1000部	縦：406mm
県議会議員	タブロイド判	17梱包	2000部	横：272mm
市議会議員	ブランケット判	33梱包	1000部	高さ：160mm

※ 規格や引き渡し梱包数等は前回統一地方選挙時の実績を基に算出しているため、告示日以降に変更になる可能性があります。

9 選挙公報配布時の注意事項

- (1) 1戸につき各選挙1部ずつ配布します。（複数世帯の場合には、世帯ごとに配布します。）
- (2) 他のチラシとの折り込みは厳禁とします。
- (3) 原則として各戸の郵便受けに配布します。各戸の住宅に郵便受けがない場合は、ドアの隙間等投函できるところから配布します。
- (4) マンション等の集合住宅の1階に集合ポストがある場合は、その場所への配布も可とします。ただし、管理人が常駐しているマンション等は、原則として声掛けをした上で配布することとします。なお、当該集合住宅の管理人や旭区からの配布場所の指示がある場合にはその指示に従ってください。
- (5) マンション等の集合住宅に集合ポストや個別の郵便受けがない場合は、ドアの隙間等投函できるところから配布します。
- (6) 紙媒体、電子媒体等にかかわらず、旭区から配布先の住所・氏名・電話番号等の個人情報を受領した場合は使用後速やかに返却してください。

10 選挙公報の取扱について

ボールペンや鉛筆等、その他一切の筆記用具でチェックをつけたり書き込みをしたりする等の行為は不可とします。また、配布までの選挙公報の取扱については万全を期することとし、汚損・破損のあるものについては配布しないでください。

11 その他

この仕様書に定めのない事項については、旭区と事前に協議し、その指示に従ってください。

《別紙1 公報配布指定地域》

2022年11月末現在

NO	ポスティングエリア	登録世帯数 (配布数の根拠)
1	中白根四丁目	1,242
2	白根一丁目	542
3	白根二丁目	1,412
4	白根三丁目	975
5	白根四丁目	947
6	白根五丁目	941
7	白根六丁目	1,314
8	白根七丁目	896
9	白根八丁目	972
10	今宿町	1,291
11	今宿東町	3,316
12	今宿西町	1,672
13	今宿南町	1,681
14	金が谷	265
15	四季美台	2,002
16	中沢三丁目	956
17	中尾一丁目	1,090
18	中尾二丁目	574
19	東希望が丘	5,225
20	今宿一丁目	1,078
21	今宿二丁目	1,065
22	鶴ヶ峰本町二丁目	1,359
23	鶴ヶ峰本町三丁目	493
24	中沢一丁目	1,504
25	中沢二丁目	745
26	二俣川2丁目	2,664
27	本村町	2,632
28	南本宿町	2,175
29	大池町	X
30	万騎が原	2,445
配布予定部数		43,473

※ 大池町の配布世帯数については、契約締結後に指示します。